

○広島修道大学早期卒業に関する商学部細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学早期卒業に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、商学部（以下「本学部」という。）の早期卒業に関し必要な事項を定める。

(優秀な成績の基準)

第2条 規程第2条第3項の「優秀な成績」についての基準は、成績評価の評定平均値が、3.5以上であることとする。

(早期卒業希望者の要件)

第3条 規程第4条第2項の「学内進学者の要件」については、次の各号の要件を満たし、本学部教授会が認めた者とする。

- (1) 2年次終了時において、本学部履修細則授業科目配当表に定める授業科目を履修し、80単位以上を修得していること。
- (2) 前号の修得単位の成績評価の評点平均値が、3.5以上であること。

(その他必要事項)

第4条 この細則に定めるもののほか、実施に必要な事項については、本学部教授会においてこれを定める。

(事務担当)

第5条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、2007年5月10日に制定し、2007年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、2010年9月9日に第3条第1項第1号を改正し、2011年4月1日から施行する。ただし、2010年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 4 この細則は、2015年9月3日に第5条を改正し、2015年10月1日から施行する。
- 5 この細則は、2019年2月7日に第1条を改正し、2019年4月1日から施行する。